



平成24年度と平成25年度の 「後期高齢者医療制度の保険料」について



後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度改正することとされており、今回保険料率の改正を行いました。平成24年度および平成25年度の所得割率と均等割額は以下のとおりです。

	平成22・23年度	平成24・25年度	増 減
所 得 割 率	9.87%	10.88%	1.01%増
均 等 割 額	52,213円	55,045円	2,832円増
賦 課 限 度 額	50万円	55万円	5万円増

◆保険料額の算出方法

被保険者ごとの保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等※に応じて負担する「所得割額」との合計額になります



$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \hline \text{(年 額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{55,045円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等※-33万円)} \\ \hline \text{×10.88\% (所得割率)} \\ \hline \end{array}$$

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

◆平成24年度の保険料軽減措置

●世帯(※注1)の所得に応じて、保険料均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(※注2) の合計額
9割軽減	5,504円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,256円	33万円以下
5割軽減	27,522円	「33万円＋24万5千円×世帯主を除く被保険者数」以下
2割軽減	44,036円	「33万円＋35万円×被保険者数」以下

※注1「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入した人などはその時点)が基準となります。

※注2「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、65歳以上の人で公的年金収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

●被保険者の所得に応じて、保険料所得割額が軽減されます。

5割軽減	総所得金額等が91万円以下(公的年金収入のみの場合、年金受給額が211万円以下の人)
------	--

●後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険※の被扶養者であった人

均等割が9割軽減されます。 (所得割額は、掛かりません)	軽減後の保険料 年額5,504円
---------------------------------	---------------------

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をいいます。
国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

◆保険料額の通知について

保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご確認ください。

◎後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます

現在の保険証の有効期限は平成24年7月31日までとなっています。平成24年8月1日から使える新しい保険証は、7月下旬に郵送します。

問い合わせ 後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092651・3111
市市民課医療係(福岡庁舎) ☎43・8128 市民サービス係(津屋崎庁舎)☎52・4966

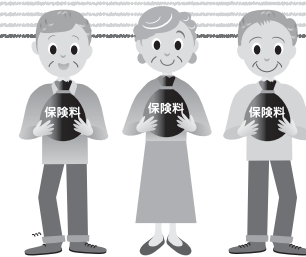
65歳以上の人(第1号被保険者)の 介護保険料を改定しました

介護保険料の決め方

決め方

介護保険料は基準額をもとに、所得段階別に決められます。

●平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険料は基準月額4,550円、年額54,600円となります。



基準額
(年額)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{市で介護保険給付にかかる費用} \\ \hline \text{(利用者負担分を除く)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の人の負担分} \\ \hline \text{(21\%)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{市の65歳以上の人数} \\ \hline \end{array}$$

●保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

所得段階	判定基準	①	②	①×②
		標準割合	基準額(※1)	保険料率
第1段階	・老齢福祉年金(※2)を受給中で世帯全員が住民税非課税の人、または生活保護受給中の人	0.45	54,600円	24,570円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額(※3)」と「公的年金等の収入額」の合計が80万円以下の人	0.45		24,570円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	0.70		38,220円
	・上記のうち、「合計所得金額(※3)」と「公的年金等の収入額」の合計が120万円以下の人	0.65		35,490円
第4段階	本人が住民税非課税の人	1.00		54,600円
	・上記のうち、「合計所得金額(※3)」と「公的年金等の収入額」の合計が80万円以下の人	0.85		46,410円
第5段階	・本人が住民税課税で、「合計所得金額(※3)」が200万円未満の人	1.28		69,880円
第6段階	・本人が住民税課税で、「合計所得金額(※3)」が200万円以上400万円未満の人	1.55		84,630円
第7段階	・本人が住民税課税で、「合計所得金額(※3)」が400万円以上の人	1.61		87,900円

※1) 基準額

福津市の介護サービスに要する費用の見込み額のうち、65歳以上の介護保険被保険者で負担すべき金額をその被保険者数で割って求めた平均的な保険料額で、3年ごとに見直しを行います。

保険料は毎年6月に決定し、各個人に通知します。

※2) 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※3) 合計所得金額

純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得の金額(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

問い合わせ 市高齢者サービス課介護保険係 ☎43・8191